

【社会福祉法人のぞみ作業所】虐待防止委員会規程

(兼身体的拘束適性化検討委員会規程)

(委員会の目的)

第1条 委員会は、利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることもないよう、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員会の責務)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 1) 虐待防止のための計画づくり。
- 2) 虐待防止のための定期的なチェックとモニタリング。
- 3) 虐待（不適切な対応事例を含む）発生後の検証と再発防止策の検討。
- 4) 虐待防止のための、「身体的拘束適性化検討委員会」を兼ねる。
- 5) その他、利用者の人権、虐待にかかわる事項。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、次のとおり開催する。

- 1) 委員会は、年最低1回以上開催する。
- 2) その他、必要がある場合は、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は、次の事項を実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」等の調査を定期的の実施する。
- 3) 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 4) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、委員会において対応する。
- 5) その他、法令及び制度の変更がある場合は、委員会を開催し本規程等の見直しを行うこととする。

別表

(委員会構成委員)

委員長 理事長 山本 正吉 (兼務 身体的拘束適性化検討委員会 委員長)
委員 常勤職員 小畑 健二、
山本 勝彦 (兼務 身体的拘束適性化検討委員専任担当者)
利用者保護者 岡部 清丸
苦情解決第三者委員 武内 節子

附則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。